

始良地区CKD予防ネットワーク事業について

平成28年12月1日

始良・伊佐地区CKD予防ネットワーク協議会

平成29年1月16日修正

令和8年2月9日修正

1 CKD予防ネットワーク構築の目的

慢性腎臓病（CKD）の重症化を予防するためには、健診等で腎臓の異常等が発見された患者を、かかりつけ医と腎臓等に関する専門医が連携して診療すること（以下「病診連携」という。）が重要であることから、始良地区で統一的な病診連携の運用が図られるよう、病診連携を運用していくための枠組み（以下「CKD予防ネットワーク」という。）を構築する。

2 CKD予防ネットワークにおける用語の定義

- (1) CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）（以下「登録医」という。）
特定健診等に携わっている全ての医師のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、市町の登録を受けた医師を「登録医」とする。
- (2) 腎臓診療医
日本腎臓学会の認定する腎臓専門医、または、日本透析医学会の認定する透析専門医のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、市町の登録を受けた医師とする。

3 CKD予防ネットワークの内容

- (1) CKD予防ネットワークの流れについて
本ネットワークにおいては、原則として、市町等から受診勧奨を受けた患者が、「登録医」を受診し、当該登録医から、腎臓診療医に紹介し、連携して診療を行うこととする。
 - ① 市町等の受診勧奨
健診実施主体である市町等は、特定健診等の結果により、腎機能が別添1の「紹介基準」に該当する患者に対して「特定健診の結果票」、「受診報告書（様式0）」、「紹介シート（様式1）」、「返信シート（様式2）」等を配布し、かかりつけ医を受診するよう勧奨する。その際に、受診の参考となるよう「登録医」の一覧を提示する。
 - ② 登録医の診療
「登録医」は、患者に対して必要な検査を行い、腎機能が別添1の「紹

介基準」に該当する患者を「紹介シート（様式1）」により「腎臓診療医」に紹介する。

③ 腎臓診療医の診療

- 「腎臓診療医」は、「登録医」等から紹介のあった患者に対して、必要な検査や腎機能の評価等を行い、今後の治療方針等を「返信シート（様式2）」等により「登録医」等へ返信する。
- 「腎臓診療医」は、別添3の「腎生検施設への紹介基準」に該当する患者について、腎生検を考慮し、必要に応じて腎生検施設へ紹介する。
- 「腎臓診療医」は、「登録医」等を経由せずに、「腎臓診療医」を直接受診した患者に対して、必要に応じて、「登録医」の一覧を提示しかかりつけ医を持つことを推奨する。

④ 登録医と腎臓診療医の連携

- 「登録医」は、「腎臓診療医」の治療方針等に基づき患者の治療を行うとともに、腎機能に応じて、定期的に患者を「紹介シート（様式1）」により「腎臓診療医」に再紹介するなど、「腎臓診療医」と連携して診療を行う。
- 「登録医」は、急性増悪など、別添2の「再紹介基準」に該当する患者を「紹介シート（様式1）」により随時「腎臓診療医」へ再紹介する。

⑤ 市町への報告

- ・「登録医」は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を、「受診報告書（様式0）」により随時市町へ報告する。
- ・「腎臓診療医」は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を、「経過報告書（様式3）」により、毎月市町へ報告する。登録医から再紹介があった場合も「経過報告書（様式3）」で報告する。

(2) 登録手続等について

① 登録医の登録手続等

- 医師は、「登録医」として市町村の登録を受ける場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録承諾書（様式4）」を市町に提出する。
- 市町は、医師を「登録医」として登録した場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（様式5）」を交付する。
- 「登録医」は、登録内容に変更があった場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）変更届（様式6）」を市町に提出する。
- 登録に際して有効期間は定めないものとする。
- 「登録医」は、行政、医師会等が開催するCKDに関する研修会や説

明会に参加するよう努める。

- 「登録医」は、登録を辞退する場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）辞退届（様式7）」を市町に提出するとともに、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（様式5）」を返却する。

② 腎臓診療医の登録手続等

- 専門医等は、「腎臓診療医」として市町の登録を受ける場合には「腎臓診療医登録承諾書（様式8）」と一般社団法人日本腎臓医学会が発行する「腎臓専門医認定証」または一般社団法人日本透析医学会が発行する「透析専門医認定証」の写しを市町に提出する。
- 市町は、一般社団法人日本腎臓学会が発行する「腎臓専門医認定証」または一般社団法人日本透析学会が発行する「透析専門医認定証」の写しで確認し、「腎臓診療医」として登録した場合には、「始良・伊佐地区腎臓診療医登録証（様式9）」を交付する。
- 「腎臓診療医」は、登録内容に変更があった場合には、「腎臓診療医変更届（様式10）」を市町に提出する。
- 「腎臓診療医」は、行政、医師会等が開催するCKDに関する研修会や説明会に参加するよう努める。
- 「腎臓診療医」は、登録を辞退する場合には、「腎臓診療医辞退届（様式11）」を市町に提出する。

(3) CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）及び腎臓診療医の名簿の取扱について

CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）及び腎臓診療医の名簿については、市町及び始良地区医師会、伊佐市医師会ホームページに記載する。

4 全国健康保険協会 鹿児島支部との連携

- (1) 全国健康保険協会 鹿児島支部と各市町は、保険者間の連携を図り、必要に応じて情報の共有を行う。
- (2) 報告書の流れ
 - ・「登録医」から提出がある「受診報告書（様式0）」は事務局（各市町）が管理し、4半期に1回全国健康保険協会鹿児島支部へ報告する。
 - ・「腎臓診療医」から提出がある「経過報告書（様式3）」は事務局（各市町）が管理し、4半期に1回全国健康保険協会鹿児島支部へ報告する。

5 CKD予防ネットワークの活用

- (1) 県（始良保健所）は、CKD予防ネットワークの活用が図られるよう、健

診実施主体である市町等に対して普及啓発を行う。

- (2) CKD予防ネットワークの活用にあたり、県（始良保健所）、市町等は、県・地域の医師会の理解・協力を得た上で活用を進める。